

公益社団法人畜産協会わかやま定款

平成24年9月14日制定

平成26年6月25日改正

平成27年6月25日改正

平成30年6月29日改正

令和5年6月30日改正

令和6年6月28日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人畜産協会わかやまと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、良質な畜産物の生産、畜産物の価格の安定及び畜産物の適切な流通並びに畜産農家における畜産経営の安定向上及び家畜の健康保持に貢献し、もって畜産業の振興と国民の食生活の安定・改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産に関する生産の振興及び経営技術に関する事業
 - (2) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛の生産者補給金の交付に関する事業及びこれに付帯する事業
 - (3) 肉用牛肥育経営の安定のための肥育牛補填金の交付に関する事業
 - (4) 家畜防疫互助基金等に関する事業
 - (5) 畜産に関する宣伝及び情報収集・提供に関する事業
 - (6) 畜産に関する技術者及び指導員の教育及び養成に関する事業
 - (7) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
 - (8) 畜産物の生産から流通・消費に係る総合的な指導事業
 - (9) 家畜の改良及び登録に関する事業
 - (10) 会員が行う畜産に関する業務の指導に関する事業
 - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は原則として、和歌山県及びその周辺地域において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した次に掲げる団体

ア 家畜を飼育している者が構成する団体

イ 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつて、和歌山県内を活動区域とするもの又は和歌山県内に従たる事務所を有する全国を活動区域とするもの

ウ 和歌山県農業協同組合中央会、和歌山県農業共済組合

エ 和歌山県

オ 和歌山県内の市町村又は市町村を構成員とする団体

カ 畜産振興を目的とする公共的団体等

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会（第13条に規定する総会をいう。以下同じ。）で決議する額を支払う義務を負う。ただし、総会で特に認めるものについては、この限りではない。

2 前項の会費については管理費用のために全額使用するものとする。

(入会預り金)

第8条 第4条第1項第2号の事業を賛助するため、正会員が預け入れた金銭を入会預り金とする。

2 入会預り金については、この定款に定める事項のほか、理事会の議決を経て別に定める入会預り金取扱規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 9 条から第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を逃れる。ただし、未履行の義務はこれを逃れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費その他の拠出金品は、これを返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項に規定する入会預り金については、正会員がその資格を喪失し、払戻し請求をする場合は、返還するものとする。ただし、資格を喪失した日から 3 年を経過した場合は、この限りではない。

4 資格を喪失した正会員がこの法人に対して支払うべき債務がある場合は、その債務と前項の規定により返還すべき額と相殺することができる。

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額及び納期並びにこれらの免除
- (7) 長期借入金
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第 22 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）により、少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、予め通知された事項について書面等により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 前項の書面等による議決は、総会の日の前日までに到達しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案に

ついて、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長、議長及び出席した正会員のうちから総会において選出された 1 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行の決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長及び専務理事を補佐する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会の議決を経て別に定める役員の報酬及び費用に関する規程より定められた額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異義を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載

した書類

4 第1項の事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第38条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第37条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第41条 この法人は、総会の決議により、他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の中止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委

員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の議決を経て別に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第12章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

葛原 義明

中西 和弥

山添 博次

小西 英邦

相谷 和紀

岡 久雄

宮本 孝史

玉井 公宏

神田 耕二

門 三佐博

宇恵 元昭

4 この法人の最初の会長は葛原 義明とする。

5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

山崎 龍平

中谷 雅美

平松 文彦